

市民生活支援

コロナにより、勤務先の経営が悪化し、休業・失業した。



税金等を猶予・減免してほしい。

NEW!

【税金の猶予】

・市税、健康保険税等の支払いを最長1年間先延ばしすることができます。

問 市収納管理課 Tel 0994-31-1155

【上下水道料金等猶予】

・上下水道料金、農業集落排水処理施設使用料の支払いを最長1年間先延ばしすることができます。

問 市業務課 Tel 0994-43-2800

問 市下水道課 Tel 0994-31-1133

【水道基本料の減免】

・減免期間：令和2年6月～9月（4か月間）

問 市業務課 Tel 0994-43-2800

【市営住宅使用料の減免】

・市営住宅使用料減免の相談に応じます。

問 市建築住宅課 Tel 0994-31-1129

【国民健康保険税、後期高齢者医療保険料の減免】

・健康保険税、保険料減免の相談に応じます。

問 市健康保険課 Tel 0994-31-1162

【介護保険料の減免】

・介護保険料減免の相談に応じます。

問 市高齢福祉課 Tel 0994-31-1116



NEW!

【かのやプレミアム商品券事業】

・総額10億円のプレミアム付商品券を発行します。
・プレミアム率30%（うち20%は市内飲食店のみ使用）

問 市商工振興課 Tel 0994-31-1164



【定額給付金】

・市民一人に10万円を支給します。（基準日：令和2年4月27日）
・申請締切 7月31日（金）

問 市定額給付金推進事務局 Tel 0994-45-6950



家賃の支援を受けたい。

【住居確保給付金（生活困窮者自立支援事業）】

・支給額：単身世帯 24,200円
2人世帯 29,000円
3人世帯以上 31,500円～
・支給期間：原則3ヶ月（延長できる場合もあります。）

問 市福祉政策課 Tel 0994-31-1113



市営住宅に入居したい。

【市営住宅】

新型コロナウイルス関係で廃業や会社倒産による失業又は、大幅な収入減で、現在の住まい（自宅、貸家）に住めなくなった方の市営住宅への入居相談に応じます。

問 市建築住宅課 Tel 0994-31-1129



子育ての支援を受けたい。

【子育て応援給付金】

・0～18歳（H14.4.2～R24.2.7生）一人に1万円給付します。

問 市子育て支援課 Tel 0994-31-1134



国の子育て支援を受けたい。

【子育て世帯への臨時特別給付金】

・0～15歳（H16.4.2～R2.3.31）の子育て世帯へ1万円給付します。

問 市子育て支援課 Tel 0994-31-1134



休業したので貸付を受けたい。

【貸付 緊急小口資金】

・貸付上限：20万円以内
・措置期間：1年以内 ・償還期限：2年以内

問 鹿屋市社会福祉協議会 Tel 0994-44-2277



失業したので貸付を受けたい。

【貸付 総合支援資金（特例）】

・貸付上限：単身世帯15万円以内 2人以上世帯20万円以内
・措置期間：1年以内 ・償還期間：10年以内
・貸付期間：原則3ヶ月以内

問 鹿屋市社会福祉協議会 Tel 0994-44-2277



生活保護を受給したい。

【生活保護】

受給に関する相談に応じます。

・月額 64,480円～

問 市福祉政策課 Tel 0994-31-1113